

広報とやま 平成29年(2017年)6月5日号掲載

## くらしの情報あれこれ

### 事例

- ・宅配便が届いたが、送り主に心当たりがない。
- ・商品が届き、開梱したら請求書が入っていたが、注文した覚えがない。
- ・家族あてに代引き配達で商品が届き、お金を払って受け取ったが、家族は注文していないという。
- ・以前に注文した健康食品を送るという電話があり、覚えがないと答えたのに、商品が届いた。



覚えのない荷物が。  
何か頼んだかな？

## ～注文した覚えのない商品が届いたら～ 「お金を請求されても払わないで！」

問消費生活センター ☎443-2047

### アドバイス

#### 《受け取り前》

- ・送付元や内容物に心当たりがない場合、送付元の連絡先をメモして、配達業者に持ち帰ってもらいましょう。送付元に連絡して、経緯を確認しましょう。

#### 《受け取った後》

- ・請求書が入っていても、注文した覚えがないのであれば、請求元に連絡し、経緯を確認しましょう(代引き配達の場合も同様です)。
- ・注文していないのに一方的に商品を送りつけられ、代金を請求されても、支払う義務はありません。

▶▶▶消費生活センター相談受付時間…(土)(日)(祝)を含む毎日10:00～18:30(年末年始およびCiC休館日は除く)